

静岡市建設工事に係る測量（調査・設計）業務委託契約約款（平成15年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第48条</u>の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び<u>解除</u>（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(工程表の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)</p> <p>第7条の2 受注者は、<u>第41条第1項第7号イからホ</u>までのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を再委託人としてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 この契約に係る訴訟の提起又は調停（<u>第57条</u>の規定に基づき、発注者と受注者との協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</p> <p>(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、<u>解除</u>、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び<u>催告</u>（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(工程表の提出)</p> <p>第3条 受注者は、この契約締結の日から14日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この約款の他の条項の規定により委託期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して工程表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結の日から」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>(暴力団関係業者による再委託等の禁止等)</p> <p>第7条の2 受注者は、<u>第43条第1項第9号アからオ</u>までのいずれかに該当する者（以下「暴力団関係業者」という。）を再委託人としてはならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(意匠の実施の承諾等)</p> <p><u>第8条の2</u> 受注者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定め</p>

<p>(貸与品等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に<u>借用書又は受領書</u>を提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)</p> <p>第17条 受注者は、業務の既履行部分の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき理由による場合において、必要があると認めるときは、発注者は委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が<u>被った損害</u>を負担しなければならない。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは、発注者は、委託期間若しくは委託料を変更し、又</p>	<p><u>る登録意匠をいう。)を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは成果物を利用して完成した構造物(以下「本件構造物等」という。)の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、発注者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。</u></p> <p>2 受注者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、<u>発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。</u></p> <p>(貸与品等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に<u>受領書又は借用書</u>を提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務)</p> <p>第17条 受注者は、業務の既履行部分の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責めに帰すべき理由による場合において、必要があると認めるときは、発注者は委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に<u>損害を及ぼしたときは必要な費用</u>を負担しなければならない。</p> <p>(条件変更等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 設計図書に明示されていない<u>履行条件</u>について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは、発注者は、委託期間若しくは委託料を変更し、又</p>
--	--

は受注者が被った損害を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が被った損害を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 (略)

2 (略)

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者が損害を被ったときは、必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第22条 (略)

(発注者の請求による委託期間の短縮等)

第23条 (略)

2 発注者は、この約款の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する委託期間について、受注者に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 発注者は、前2項の場合において、必要があると

は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第19条 発注者は、前条第4項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第20条 (略)

2 (略)

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認めるときは、委託期間若しくは委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(適正な委託期間の設定)

第22条 発注者は、委託期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による委託期間の延長)

第23条 (略)

(発注者の請求による委託期間の短縮等)

第24条 (略)

2 発注者は、前項の場合において、必要があると

と認めるときは、委託料を変更し、又は受注者が損害を被ったときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

#### 第24条 (略)

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託期間の変更理由が生じた日(第22条の場合にあっては発注者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が委託期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

#### 第25条 (略)

2 (略)

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を被った場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

(臨機の措置)

#### 第26条 (略)

(一般的損害)

第27条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第3項又は第29条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

#### 第28条 (略)

(不可抗力による損害)

#### 第29条 (略)

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第17条から第23条ま

認めるときは、委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

#### 第25条 (略)

2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が委託期間の変更理由が生じた日(第23条の場合にあっては発注者が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が委託期間の変更の請求を受けた日)から7日以内に協議の開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議の開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(委託料の変更方法等)

#### 第26条 (略)

2 (略)

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とは協議して定める。

(臨機の措置)

#### 第27条 (略)

(一般的損害)

第28条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1項若しくは第3項又は第30条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(設計図書に定めるところにより付された保険により填補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

#### 第29条 (略)

(不可抗力による損害)

#### 第30条 (略)

(委託料の変更に代える設計図書の変更)

第31条 発注者は、第8条、第17条から第21条ま

で、第26条、第27条又は前条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。

2・3 (略)  
(検査及び引渡し)

第31条 (略)

(委託料の支払)

第32条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2・3 (略)

(前金払)

第33条 (略)

(保証契約の変更)

第34条 (略)

(前払金の使用等)

第35条 (略)

(第三者による代理受領)

第36条 (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対し

で、第23条、第24条、第27条、第28条、前条、第34条又は第39条の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて設計図書を変更することができる。

2・3 (略)  
(検査及び引渡し)

第32条 (略)

(委託料の支払)

第33条 受注者は、前条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の検査に合格したときは、委託料の支払を請求することができる。

2・3 (略)

(引渡し前における成果物の使用)

第34条 発注者は、第32条第3項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第35条 (略)

(保証契約の変更)

第36条 (略)

(前払金の使用等)

第37条 (略)

(第三者による代理受領)

第38条 (略)

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対し

て第32条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第37条 受注者は、発注者が第33条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 (略)

(瑕疵担保)

第38条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第31条第3項又は第4項の規定による引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。

3 発注者は、成果物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

て第33条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する受注者の業務中止)

第39条 受注者は、発注者が第35条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 (略)

(契約不適合責任)

第40条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

4 第1項の規定は、成果物の<sup>かし</sup>瑕疵が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

第41条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第43条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 委託期間内に業務を完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 第10条第1項に定めるものを配置しなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第40条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第43条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除するこ

とができる。

(1) 第5条第1項の規定に違反して委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

(3) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 暴力団（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）、暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。

(8) 第46条又は第47条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(9) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはそ



の者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等又は暴力団員の配偶者であると認められるとき。

イ 暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、暴力団関係業者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 発注者が第7条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（キに該当する場合を除く。）。

(10) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

(履行遅滞の場合における損害金等)

第39条 受注者の責めに帰すべき理由により委託期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、遅延日数1日につき、委託料の2,000分の1に相当する額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第32条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率により計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第40条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことにより当該契約を解除された場合において、次条第2項の規定により違約金を支払うときにおいても、発注者が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

(発注者の解除権)

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき理由により委託期間内に業務が完了しないとき、又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 第10条第1項に定める者を配置しなかったとき。

(4) この契約の締結又は履行について不正な行

第44条 第42条各号又は前条各号に定める場合が

発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第45条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定に該当したことにより当該契約を解除された場合において、第51条第2項の規定により違約金を支払うときにおいても、発注者が第1項の損害賠償金の支払を受注者に請求することを妨げるものではない。

為があったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(6) 第43条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(7) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

チ 発注者が第7条の2第3項の解除を求め、受注者が正当な理由がなくこれに従わなかったとき（トに該当する場合を除く。）。

(契約が解除された場合等の違約金)

第41条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、前条第1号から第3号まで、第5号又は第6号の規定により委託契約を解除した場合において第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは

当該契約保証金又は担保を、前条第4号又は第7号の規定により委託契約を解除した場合において契約保証金の納付が行われているときは当該契約保証金をもって第1項の違約金に充当することができる。

第42条 発注者は、業務が完了するまでの間は、第41条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者が損害を被ったときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第43条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害を被ったときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除の効果)

第44条 (略)

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約

(受注者の催告による解除権)

第46条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)・(2) (略)

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第48条 第46条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除の効果)

第49条 (略)

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約

が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第45条 この契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金の支払があったときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、発注者は前項の規定にかかわらず、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第41条又は第41条の2第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、第42条又は第43条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に

が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査のうえ、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

- 3 前項に規定する既履行部分委託料の額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第50条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第35条の規定による前払金の支払があったときは、受注者は、第42条、第43条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、第41条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

- 2 この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第35条の規定による前払金があったときは、発注者は前項の規定にかかわらず、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第42条、第43条又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率により計算した額の利息を付した額を、第41条、第46条又は第47条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

- 3 受注者は、この契約が業務の完成前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸

返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、作業現場に受注者が所有し又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条ただし書の規定により、受注者から業務の一部を委託され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 (略)

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第41条又は第41条の2第2項の規定によるときは受注者が負担し、第42条又は第43条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) (略)

6 (略)

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第41条又は第41条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第42条又は第43条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又は損傷したときは、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受注者は、この契約が業務の完成前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有し又は管理する業務の出来形部分（前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第7条ただし書の規定により、受注者から業務の一部を委託され、又は請け負った者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

5 (略)

(1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときは受注者が負担し、第41条、第46条又は第47条の規定によるときは発注者が負担する。

(2) (略)

6 (略)

7 第3項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第42条、第43条又は次条第3項の規定によるときは発注者が定め、第41条、第46条又は第47条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、同項後段及び第4項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して定める。  
(発注者の損害賠償請求等)

第51条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠

償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第 42 条又は第 43 条の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 42 条又は第 43 条の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 発注者が第 1 項第 1 号に該当し損害の賠償を請



求する場合の請求額は、遅延日数1日につき、委託料の2,000分の1に相当する額とする。

(受注者の損害賠償請求等)

第52条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第46条又は第47条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第33条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

第53条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第32条第3項又は第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。

2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うものとする。

3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたもの

<p>(保険)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第47条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、遅滞金、返還金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>(暴力団員等による不当行為を受けた場合の措</p>	<p>とみなす。</p> <p>4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</p> <p>5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。</p> <p>6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</p> <p>7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。</p> <p>8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書に記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。</p> <p>(保険)</p> <p>第54条 (略)</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第55条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、遅滞金、返還金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日まで法定利率で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき法定利率で計算した額の延滞金を徴収する。</p> <p>(暴力団員等による不当行為を受けた場合の措</p>
--	--

置) 第48条 (略) (紛争の解決) 第49条 (略) (届出書、通知書等の様式) 第50条 (略) (補則) 第51条 (略)	置) 第56条 (略) (紛争の解決) 第57条 (略) (届出書、通知書等の様式) 第58条 (略) (補則) 第59条 (略)
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。